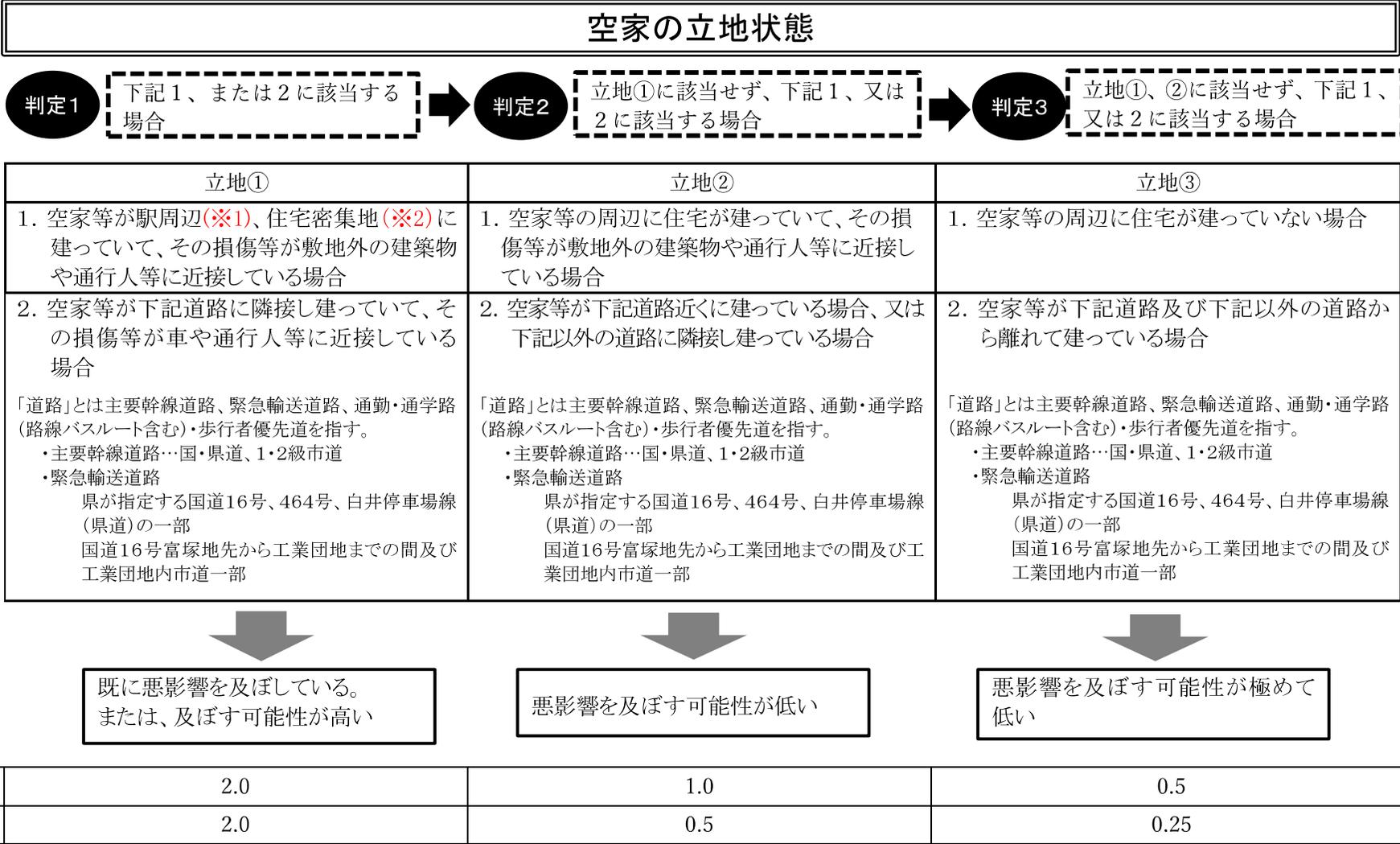


判定表①（B）敷地外への悪影響を及ぼす範囲係数の運用基準

空家等の立地状態を判定1から判定3まで順番に、敷地外への悪影響を及ぼす可能性を判定し、空家等の立地域域に応じて(B)敷地外への悪影響が及ぼす範囲係数を決定する。



※内容的に重複する項目もあることから、範囲係数は総合的に判断する。

※駅周辺(※1)とは、直線距離で半径500m以内とする。住宅密集地(※2)とは、国勢調査で設定される人口集中地区(D I D)とする。